

締約国に関する情報 C H	ス イ ス 一 般 情 報	附属書 B 1 C H
国内官庁の名称	Swiss Federal Institute of Intellectual Property (スイス連邦知的所有権機関)	
所在地及び郵便のあて名	Stauffacherstrasse 65/59g, CH-3003 Bern, Switzerland	
電話番号	(41-31) 377 77 77	
電子メール	info@ipi.ch	
インターネット	www.ige.ch	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	な し	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
スイスの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、スイス連邦知的所有権機関、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
スイスが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護：スイス連邦知的所有権機関(国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁(EPO)(国内段階参照)	
スイスを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国 内：特 許 欧 州：特 許	
国際型調査に関するスイスの規定	1978年特許法令第126条及び第127条	

[次頁に続く]

C H	ス イ ス (続き)	C H
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>公開された国際特許出願は、出願人に対し、特許を付与された後に、損害賠償の訴訟を提起する権利を与える。損害を受けた当事者は、被告が国際出願の内容を知った時、ただし遅くとも国際事務局による国際出願の国際公開の日から被告によって生じた損害の賠償を請求することができる（1976年12月17日改正された1954年6月25日の法律第111条に関する第137条）。</p> <p>国際出願がスイスの公用語で国際公開されなかった場合には、損害賠償の請求について考慮に入れられるべき日は、出願人から請求の範囲についてのスイスの公用語による翻訳文を被告に送達した日又はスイス連邦知的所有権機関を介して当該翻訳文を公衆が利用できるようにされた日とする（1976年12月17日に改正された1954年6月25日の法律第112条に関する第137条）。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>公開された国際出願は、出願人に対し、欧州特許が付与された後に、損害賠償の訴訟を提起する権利を与える。ただし、当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていないなければならない。</p>	
スイスが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
スイスが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又はPCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出することができる。ただし、期間を遵守できない場合には、手続継続の請求をすることができる。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		